

(おなやみレスキュー)
震災 法テラスダイヤル  0120-078309
熊本地震被災者への対応を始めました。

日本司法支援センター（通称：法テラス）では、平成23年11月1日より「震災 法テラスダイヤル」を設け、東日本大震災で被災された皆様が抱えている法的問題の解決に役立つ情報の提供を行ってまいりました。

今般の熊本地震を受け、平成28年5月14日（土）より平成28年（2016年）熊本地震で被災された皆様も「**震災 法テラスダイヤル**」をご利用いただけるようになりました。

「震災 法テラスダイヤル」は、二重ローンや相続の問題をはじめ、被災された方々が直面する法的な問題について、解決に役立つ各種法制度や相談窓口などについての情報を電話で提供するというものです。フリーダイヤルとなっていますので、無料でご利用いただくことができます。

「震災 法テラスダイヤル  0120-078309」の概要

熊本地震への対応開始：平成28年5月14日（土）

対応時間：平日 午前9時から午後9時

土曜日 午前9時から午後5時

内容：被災された方が直面する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報を提供。

※「震災 法テラスダイヤル」は震災関連専用のダイヤルです。震災被害以外の問い合わせについては、法テラス・サポートダイヤル (0570-078374) をご利用ください。

サービスのポイント

蓄積されたFAQによる情報提供

「震災 法テラスダイヤル」では、不動産・契約・相続等幅広い分野に渡るFAQに基づく情報提供を行っております（すでに法テラスに寄せられた熊本地震被害のお問い合わせについては裏面）。

今般の地震で被災された方ならば、どこからでも無料で問い合わせ

一般回線からの通話だけではなく、携帯電話・PHS・050から始まるIP電話・公衆電話からの通話にも対応しており、通話料はかからず、被災された方々のご負担はありません。また、お問い合わせは**匿名**でご利用いただけます。

外国語での対応も行っております。

多言語情報提供サービス 0570-078377

対応時間：平日 午前9時から午後5時

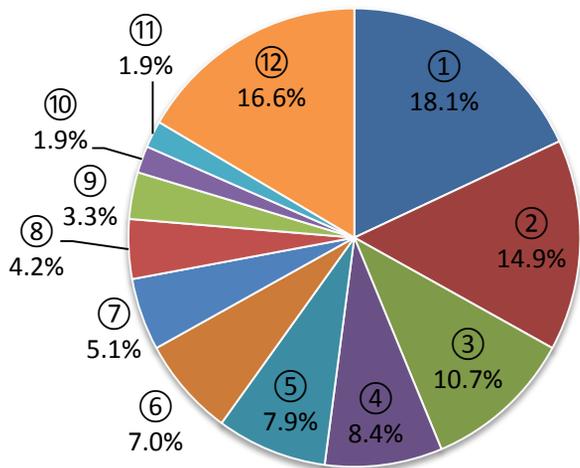
対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語

内容：熊本地震を含め、法的トラブルでお悩みの外国語を話される方に、通訳を介して日本の法制度や相談窓口情報を無料でご紹介いたします。

※通話料がかかります。

熊本地震被害のお問い合わせ件数・内容内訳について

5月12日までに215件のお問い合わせがあり、その内容は以下のようになっています。



番号	相談内容
①	借家の被害(破損、水漏れ等)に伴う家賃等の相談
②	瓦等が落ちて隣家・隣人等に損害等が発生したことへの相談
③	持家、貸家、借家が全壊したことにに関する相談(退去、家賃、住宅支援等)
④	瓦等が落ちて自分に損害が発生したことへの相談
⑤	持家の被害に伴う修繕等に関する相談
⑥	住宅ローンの支払に関する相談
⑦	貸家の被害に伴う家賃等の相談
⑧	持家、借家の立入り制限に関する相談
⑨	金銭トラブルに関する相談
⑩	会社や自営業等に対する支援に関する相談
⑪	労働トラブル(解雇、退職等)に関する相談
⑫	その他

解決へ向けたご案内例

住まい・不動産に関する相談

震災により自宅の塀が倒れ、隣家の建物を壊してしまった場合、修繕費を支払う義務はありますか。

原則として、自宅の塀が倒れたことにより隣家の建物を壊してしまった場合には、修繕費を支払う必要があります。ただし、当該塀の設置や保存において「本来備えるべき安全性」を有していれば、支払義務を免れる場合もありますので、弁護士会等の相談窓口で相談をされた方がよいでしょう。

住まい・不動産に関する相談

賃貸住宅に住んでいるのですが、震災で、住宅の壁にヒビが入り、一部が使用できなくなりました。賃料の減額を請求することはできないでしょうか。

損傷の程度によっては、減額の請求をすることができます。賃貸人と減額について合意することができなかった場合、裁判所への民事調停の申立てや弁護士会の仲裁手続等の利用が考えられます。

住宅ローンに関する相談

震災の影響で住宅ローンの支払が苦しくなりました。どうしたらよいでしょうか。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき、生活再建の資金を残した上での住宅ローンなどの債務の減免を受けられる可能性があります。まずは金融機関に相談してください。また、破産や個人再生といった法的手続により債務の整理をすることができます。

事故・損害賠償に関する相談

分譲マンションに住んでいますが、地震で私の部屋のパイプが折れて水があふれ出して下の階の家財道具が水浸しになってしまいました。賠償責任があるのでしょうか。

その原因となった部分の占有者、所有者が損害賠償責任を負います。地震直後のことであれば賠償責任が発生しない可能性があります。ケースによっては責任が問われることもあります。詳しくは、弁護士等の専門家に相談するとよいでしょう。